平成２８年（フ）第６３６号
札幌市豊平区水車町７丁目３番19号　喜水荘６号
債務者　太田　智將
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４３号
札幌市白石区東札幌５条６丁目３番16―301号
債務者　須藤　昌文
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８１号
札幌市白石区本郷通７丁目南１番27―406号
債務者　大久保舞香
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９１号
札幌市白石区東札幌２条３丁目８番41号　アルコバレーノ東札幌302号室、住民票上の住所北海道江別市あさひが丘26番地の11
債務者　小島奈津美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０５号
札幌市北区北28条西15丁目２番５号　Ｋ１ハイム５号
債務者　夏井　順一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０７号
札幌市東区北25条東16丁目４番18号　カールトンコート25―402号
債務者　千葉とよ子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１３号
札幌市西区八軒５条西４丁目１番20―310号
債務者　涌井　英子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２１号
札幌市中央区南４条西10丁目1003番地４　ＬＡＶＩＴＡ410―901号
債務者　渡邊　和巳
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２９号
札幌市豊平区月寒中央通８丁目１番１―501号
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４３号
札幌市北区新琴似５条15丁目３番５号
債務者　菅　　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
群馬県藤岡市上戸塚383番地11
債務者　古井戸　哲
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２８号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙836番地２
債務者　諸橋　　哲
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２９号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙836番地２
債務者　諸橋めぐみ
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１５号
京都府福知山市字堀3471番地の21
債務者　塩見　節子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
京都府福知山市字堀1515番地の８
債務者　中村　真紀
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第９０９号
堺市南区竹城台２丁１番11―207号、前住所堺市中区東山259番地12
債務者　池中恵美子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
大阪府高石市西取石７丁目５番24―203号
債務者　石﨑　賢治（旧姓尾片・安藤・南）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係